

（注）各案は解答欄の表紙内に記載すること。所定の箇所以外に氏名等の書き込みをしないこと。
当社は、ご記入いただいた個人情報、資料送付、お客様への連絡、資格試験の開催、当社のサービス・商品・人材募集等のご案内、成績発表、各案の公表、本試験の結果通知、ロガー・ビデオ・音声等の施設利用状況に関する施設内掲示、資格試験等試験主催団体への提供その他アクセス状況の分析等の目的に利用させていただきます。また、当社は、お客様に貴の個人情報提供を促すために、当社の関連会社等（以下「ECグループ」といいます）と個人情報提供を共有させていただきます。ECグループ各社のサービス・商品等に関するご案内に利用させていただきます。なお、個人情報の取り扱いに関しては、当社のプライバシーポリシー（http://www.lec-jp.com/privacy.html）をご確認ください。

必須科目名 (選択科目)	特許法・実用新案法 問題Ⅰ 意匠法 商標法 選択科目
-----------------	----------------------------------

得点	53 (B)
----	--------

受験番号	18 輸入形式
前期	回
後期	回
科目名	意匠
受験地	
受験日	6月29日
氏名	

問題Ⅰについて

問1について

1)について

1. 動的意匠(6条4項)

形状「S」と「L」について一意匠として意匠権を取得するため、動的意匠として出願する点に留意すべきである(6条4項)。

原書の「意匠の説明」の欄に、その旨と物品の機能を記載する点に留意する。(同項)

2. 新規性喪失の例外(4条2項)

「リウマン」の「着ぐるみ」が公開されたことにより、その子出願する、物品の形状を超えて利用・車用にあたり、3条2項の拒絶理由に該当する(17条1号)。

また「リウマン」の「ぬいぐるみ」が販売されたことにより、その子出願する3条1項1号の拒絶理由に該当する(17条1号)。

これは意匠登録を受け権利(3条1項不審)を有する甲の行為に起因して公知とされているため、4条2項の適用を受け、点に留意すべきである。

最先の公知日から1年以内に出願し(同項)、出願と同時にその旨を、

原則30日以内に所定の証明書と、各々の行為について特許庁長官へ提出する点に留意する(同条3項本文)。

これにより公知に至らねばならない(同条2項)拒絶理由を回避できる。

(2)について

5条2号の拒絶理由(17条1号)が通知されたと考えられる(準特50条)。

(1)

LEC東京リーガルマインド

「リウマン」の「ぬいぐるみ」は、甲の業務に係る物品として著名なものとあり、

おし、乙が出願する他人の業務に係る物品と混同を生ずおそれがあるからである。

問2について

1)について

組物の意匠(8条)として出願する点に留意する。

①ユニフォーム一式は経省令で定め組物の意匠であり、②同時に使用される二以上の物品等であり、③同一の意の模様が施されていることから、同一の造形処理が施され、組物全体として統一があると認められるからである。

「意匠に係る物品」の欄に、「一組の衣服セット」と記載する。

(2)について

1. 拒絶理由

8条違反の拒絶理由が通知されたと考えられる(17条1号、準特50条)。

ユニフォーム一式は同一の意の模様が施されているのに対し、「ボジャット」は無模様のあり、組物全体として統一があると認められるからである。

2. 手続

出願人乙は、審査係属中に「ボジャット」を分割する必要がある(10条の2第1項)。

図表面に表され意匠と同一の「ボジャット」について分割する。

これにより逆及効を得て(10条の2第2項本文)「ボジャット」を権利化しつつ

8条違反の拒絶理由を解消する。 準特50条3号補正手続

問3について

(2)



乙は特権(35条)を設定することができ、

設定の際、甲の同意が必要である(準特73条1項)。

登録が効力発生要件であり(準特98条1項3号)。

問題Ⅱについて

問1について

1. 先使用権(29条)を有する旨の回答

乙の国際出願は国際登録日にされた意匠登録出願とみなされる(60条の6第1項)。

ここで国際登録日は不明であるが、国際登録があり、9条後述やかに国際公表がされることに鑑みれば(ジュネーブ10条)、国際登録の日から国際登録日まで相当程度期間が空いていないと認められる。

一方、甲は乙のイを知らず、自らに類似する甲製品を創作している。よって乙の国際登録日は即ち出願日とみなされ、発現には甲国内においてイに類似する甲製品を実施している、事業の目的の範囲内で先使用権を有する旨回答すべきである(29条)。

2. 登録前に権利行使ができた旨の回答

乙のイは国際公表されており、イに類似する甲製品を実施する甲に對し警告をしていない、警告後設定登録までの間、甲の実施について補償金請求権を行使するものと認められる(60条の12第1項)。

しかし、補償金請求権は設定登録後であれば行使できない(準特65条2項)。

(3)

LEC東京リーガルマインド

また、甲、乙の出願に係るイ、ロに類似する甲製品を実施しているが、設定登録前のため登録性は不明であり、未だ権利行使(37条等)ができていない。

よって乙の許諾が必要であるとの主張は妥当ではない旨回答すべきである。

問2について

乙のイに類似する甲製品に對し、甲は先使用権(29条)を有する旨の回答。イに對しては許諾(準特50条2号)を受ける必要があるとの警告は必要である。

甲製品は取りであり、ハの物品は金具である。物品が非類似のため、意匠として非類似であり、直接侵害(23条)ではない。丙製品はハに係る金具の製造にのみ用いる物であり、

これを製造する行為は、形式的に間接侵害となる(38条1号イ)。

2. 侵害と認めら

(i)について

試験・研究にあり、実質的に侵害とならない(準特69条1項)。

(ii)について

侵害と認めら。

乙のイに類似する甲製品に對し、甲は先使用権(29条)を有する旨の回答。イに對しては許諾(準特50条2号)を受ける必要があるとの警告は必要である。

甲の先使用権(29条)がどうなるかは出題に對して有知の者が明示すべきである。

(2)

(3)

山/峰/知/五/大/时/1.1